

市川市総合計画審議会について

<任務>

市川市総合計画審議会条例 第2条抜粋

(審議会の任務)

第2条 審議会は、本市の総合計画の策定に関し、市長の諮問に応じ調査、審議するとともに、その実施について建議することができる。

○総合計画について

…現行の計画の進行管理など

≪関連冊子≫

- ・市川市総合計画 I&I プラン 21(基本構想)
- ・市川市総合計画 第二次基本計画
- ・市川市 第二次基本計画 第三次実施計画

○まち・ひと・しごと創生総合戦略※について

…総合戦略の進行管理など

≪関連冊子≫

- ・市川市まち・ひと・しごと創生総合戦略

※「まち・ひと・しごと創生法」(平成26年11月)に基づき、平成72(2060)年までの人口に関する今後目指すべき将来の方向と将来展望を示した人口ビジョンと、これを実現するための5か年の目標や具体的な施策をまとめたもの。

計画期間は、平成27年度～平成31年度(令和元年度)。策定にあたって、幅広い関係者の意見を反映するとされていること、また、総合戦略と総合計画のすり合わせも必要となってくることも踏まえて、本審議会において、議論している。